

国土強靱化5か年加速化対策に応じた国立大学法人等施設整備

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）とは

「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとしたもの（123事業、おおむね15兆円程度）。

国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（5年で2,200億円程度を予定）

◆概要：

教育研究上著しく支障がある施設（ライフラインを含む）について、事故等のリスクを抱えた老朽施設の改善及び電気・水・ガス等のライフラインの更新等を実施。

◆中長期の目標：

老朽施設の改善やライフライン更新に係る計画の策定等により、国立大学等の教育研究機能及び防災機能を強化し被害を低減する。

・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（今後対策が必要な建物561万㎡、ライフライン3,768km+5,962台の対策実施割合）



外壁の剥離、落下



配管の破損による水漏れ



柱脚爆裂



変圧器の発火による損傷

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正①

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

※国土交通省資料を抜粋・加工

国立大学(附属学校を含む)については、法令上の位置づけは変わらないものの、引き続き、「学校」として新築等を行う場合には、バリアフリー基準に適合させるよう努めることになっている。また、本法改正に伴う附帯決議として、大学も含めた学校施設のバリアフリー化を推進することが求められている。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正②

●改正前のバリアフリー法（建築物分野に限る）の概要

公立小中学校等を追加(令和3年4月1日施行)

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、
「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」 など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」 など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務** ※増改築部分のみが義務化の対象
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

注: 条例により、面積要件の引下げ可

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設*の構造及び配置に関する基準。

(例)・敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(敷地内通路、出入口、廊下、EV等)にしなければならない

・不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

*出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

注: 条例により、必要な事項の付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

(※義務づけの対象ではない)

カーボンニュートラルに向けた政府の取組について

- 菅内閣総理大臣所信表明（令和2年10月26日）
「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

 - 地球温暖化対策推進本部（令和2年10月30日）
「成長戦略会議」や「国と地方で検討を行う新たな場」等において議論を重ね、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しを加速してほしい。
- 以下の通り検討中
- 成長戦略会議
 - ・「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和2年12月25日策定）の改定に向けた検討。

 - 国・地方脱炭素実現会議（令和2年12月24日内閣総理大臣決裁）
 - ・令和3年5～6月頃に「地域脱炭素ロードマップ」等を取りまとめ予定。

 - 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）
 - ・改訂に向け、中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策小委員会・産業構造審議会、産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合で検討中。

 - 「エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）
 - ・改訂に向け、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会、エネルギー情勢懇談会で検討中。

 - 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）
 - ・改訂に向け、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会で検討中。

国立大学法人等の施設整備に関する国家戦略等の動向①

1. 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、**安全・安心な教育環境⁶⁶を確保**しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

66 老朽化対策やバリアフリー化の推進を含む**学校施設の整備**、組織的・実証的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を参考にした学校安全等。

② 大学改革等

STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、**研究施設の整備**、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育を推進するとともに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、**高等専門学校の高度化・国際化**、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討する。

国立大学法人等の施設整備に関する国家戦略等の動向②

1. 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

(2) 科学技術・イノベーションの加速

研究の人材・資金・環境の改革と大学改革を一体的に展開し、基礎研究をはじめとする研究力の更なる強化を目指す。(中略)事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組⁷⁶を推進する。

76 感染症拡大を受けて産学連携を促進しスタートアップ活動の停滞を防ぐためにも、社会変革や社会課題の解決につながる優れた新事業を目指す産学官の共同研究開発の強化や大学発ベンチャー支援、地方大学を核とした共創の場の構築支援・アントレプレナーシップ教育等を推進。

2. 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

4. オープン・イノベーションの推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

② 高等教育・研究改革

イ) 研究力の向上

- ・ 研究設備・機器の共用化のガイドラインを2021年度までに策定し、各大学等による研究設備等の共用方針の策定・公表を促進する。また、集約配置等による研究設備の整備・共用(コアファシリティの強化)等を促進するとともに、効率的な研究体制の構築のため、遠隔操作可能な実験装置の導入など、共用研究設備等のデジタル化・リモート化を推進する。さらに、先端的な大型研究施設・設備や研究機器を戦略的に活用するとともに、研究ニーズ等に柔軟に対応可能な国立大学等施設の整備計画を2020年度中に策定する。

国立大学法人等の施設整備に関連する国家戦略等の動向③

3. 統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

1. 公衆衛生危機への対応の強化

(4) 感染症対策研究と人材育成の強化、人文・社会科学の知の活用

(研究支援・研究人材の育成)

- BSL4施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究支援、流行地における疫学研究、予防・診断・治療に資する基礎的研究、人文・社会科学分野も含む戦略的な国際共同研究等を行うとともに、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用、中長期的な視点で将来の感染症対策に貢献し得る基礎研究及びそれらを支える研究基盤の充実を図る。

(5) 将来の新たな感染症危機の発生に備えた体制整備

- 感染症に係る基礎研究能力の向上及び人材の育成・確保等を図るため、BSL4施設の整備等について、必要な支援を行うとともに関係機関の連携を強化する。

第Ⅲ部 各論

第2章 知の創造

(1) 価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等)

② 目標達成に向けた施策・対応策

〈研究力強化・若手研究者支援〉

《「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」の実施》

(研究環境の充実)

- 共創の場としての「イノベーション・コモンズ」の実現に向けて、先端的研究や新たな研究テーマ等にフレキシブルに対応するオープンラボの導入・拡大や研究施設の戦略的リノベーション(老朽改善・機能強化)を推進する。

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学には、地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に本気で取り組む**地方大学の機能強化を図る**ことが重要である。

複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「**地域連携プラットフォーム(仮称)**」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

iv 地域発イノベーション等の創出と地域産業の新陳代謝促進

【具体的取組】

(a) 地域発のイノベーションの創出の促進

- ・ 地方公共団体と地方大学が緊密に連携して、中長期的な見通しの下、その地域の活性化及び地域社会課題の解決に必要な研究シーズの社会実装や、そのために必要な人材を将来にわたって確保するために必要な取組を進めることを支援し、もって地方創生に資する科学技術イノベーションが地域において自律的・継続的に創出されるエコシステムを構築する。

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

③ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興

- ・ 大学と産業界・地方公共団体との連携強化を推進し、地域のニーズを踏まえた人材育成等を促進するため、各地域における地域連携プラットフォーム(仮称)の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する。

(c) 地域の専門人材の育成

- ・ 高等専門学校教育の高度化とともに、高等専門学校のシーズを地域の大学等及び地元企業等が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の活性化を推進する。また、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科について、開設する分野や地域の拡大を進め、実践的な職業教育や地域産業の振興を担う人材の育成を行う。